
 *  *
 *
 *
 *
文化財ニュース
 *

第17号

発行 加古川市教育委員会
 編集 加古川市文化財審議委員会
 加古川市加古川町寺家町12-4
 TEL ② 3845~6

砂部遺跡 春期発掘調査終る

播磨権現ダム建設にともなう工業用水道管の布設工事に関連して、東神吉町砂部地区の砂部遺跡（弥生時代）にかかる部分の春期発掘調査を3月に実施しましたが、予想外に貴重な遺構や遺物が発見されました。ここにその調査概要を報告いたします。

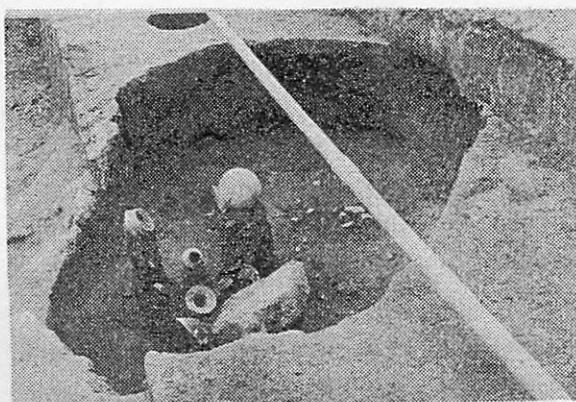
遺跡の立地

砂部遺跡附近には、考古学的遺跡が多く、更に遺跡部分より西方は条里跡が認められ、古代には安定した穀倉地帯であったことを物語っています。

遺跡は海拔5m前後で、東側は加古川の氾濫原に面し、旧加古川の西岸に立地している自然堤防で、附近が住宅開発等によって、著しく変様するなかにあって旧地形と田園風景を今に残しているところです。

遺構

調査した部分は広く、北側をA地区、南側をB地区と称し、A地区は幅8m、長さ70m、B地区は幅4~8m、長さ80mにわたってグリッド式に発掘し、遺構の広がりによってグリッドを拡張しました。次にこの調査によって発見された遺構を説明します。



A地区 土括と土器出土状況

A地区

A地区で検出された遺構は、弥生前期の溝3、弥生後期の溝3、土括3、古式土師器を伴なう袋状ピット1、同じく穴状の柱ピット11ヶ所、須恵器のⅠ期後半~



B地区 多数の柱穴と溝

Ⅱ期を伴とする土括3、須恵器のⅠ期後半からⅡ期及びⅢ期前半（須恵器は後期古墳の研究30号、森 浩一石部正志の編年による）の複合溝1を検出しました。

以上のように遺構はかなり濃密に分布し、この地区に集中して認められ、それが主として溝や土括であつて、住居址は認められなかった。

したがって、A地区は弥生前期後半頃から須恵器のⅢ期前半頃までの遺構と、奈良時代頃と推察される須恵器の細片が若干散在的に検出されたので、奈良時代以降はむしろ稻作生産地として利用されたと考えてよいようです。

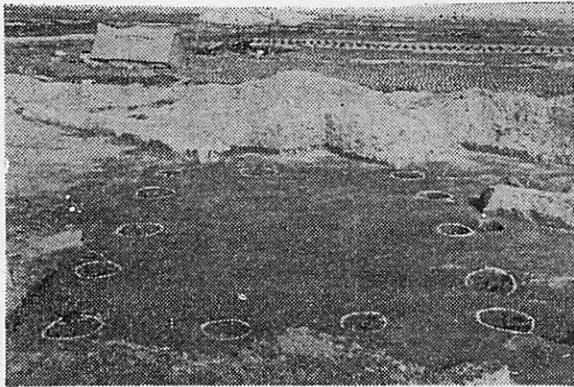
B地区

B地区は主として掘立柱の柱穴とその掘方及び溝状の遺構が発見されました。

柱穴及び掘方

おびただしい数のピットを検出し、同一のピットの中にも複数の掘立柱の痕跡と認められるものも多いから、上部構造の推定は、その組合せが複雑です。その組合せの結果は少なくとも8棟を越える建物の存在が考えられます。

この8棟のうち、3間×4間の遺構は、遺構としての残存状況がきわめて良く、完全な1戸の建物となり規模が大きく、高床の建築遺構としては特記されるべき重要なものです。この場合の3間とか4間というの



B地区 3間×4間の建物跡

は長さの単位ではなく、柱と柱の間が3とか4とかいう意味で、この建物も $5m \times 7m$ の大きさになります。これを少し詳細に述べると、東西方面が桁行で、柱間が4間、1間は平均 $1.75m$ （実際には $2m \sim 1.5m$ ）南北方面が梁間で、西側3間、東側は柱が1本抜けていて2間で、1間の平均 $1.3m$ （ $3.2m \sim 1.3m$ ）です。この場合の柱間の不同や、多少のふれは掘立柱の建築としては通例です。

溝状の遺構

調査の範囲が限られていたので、その全体を明らかにすることはできなかったから、流れの方向や用途については不明ですが、人工的な遺跡であることは確かです。この溝の中への遺物の落ち込み状態などから考えると、弥生時代の早い頃から存在し、古墳時代まで継続した可能性が考えられます。

なお、舟型のピットは墓ではないかと考えられます。

遺物

縄文時代晩期の土器片を含んでいますが、主として弥生時代（前期～後期）及び古墳時代さらに歴史時代に属する土器の完形品と破片が発見されました。

3間×4間の掘立柱遺構の年代と復元について

この建物の年代については、明確なことはわかりません。そこで年代を推定する場合の手がかりと考えられる事項を列記してみます。

- 1) 掘立及び柱穴から出土した土器片の下限は6世紀末から7世紀をくだらないこと。
- 2) 建物の方位が、ほぼ磁北に合っていて、周囲の水田に残っている条里の方位とずれていること。（周辺の水田の方位が条里の地割を残しているとすれば、条里制の施行以前か、あるいは条里の規制のゆるまった時期ということになる。）
- 3) 掘方が、一部では溝状遺構と重なっています。前後関係では、溝状遺構の方が古いと考られるから、溝が埋ったあとで建物が造られたことになります。この建物の性格については、住居か倉庫のいずれか

であると考えられますが、今回の調査の範囲では断定することはできません。しかし、やや時代はくだるかもしれません、平安時代の倉庫の桁行と梁間の比をみると、桁行：梁間が $1.1 \sim 2.0$ あたりにまでわたっていて、この建物の 1.4 あたりの例が比較的多いことなどを考えると、高床の倉庫と考えることができます。

ただし、倉庫とすると規模が大きい点と、建物の位置に他の建物と考えられる柱の掘り方等が検出されなかった点で、住居か又は公的な建物である可能性も否定しきれません。

結びにかえて

本調査では、予察調査の予想をはるかにうわまわる遺構が、予察調査で想定した面積以上の範囲から検出されました。

加古川バイパスの調査で、縄文晩期の遺物が少量検出されていますが、今回もごく薄く部分的な包含層ではありますが、縄文晩期の土器のみの文化層を検出しました。

弥生前期は後半のものであって、遺構はA地区で3本の溝を検出し、1本は自然の小川ですが、他の2本は明らかに人工の溝であって、うち1本は自然状の川に接合しています。他の1本は非常に深く、V字状に鋭く掘りこまれています。

弥生中期の遺構は認められませんでしたが、B地区で後期の溝の中に中期後半の土器を少量検出したのでこの附近に中期の遺跡の存在を示しています。

弥生後期は、A地区で3本の溝と2コの円形土括、B地区で2本の溝を検出しました。

土括は一方は比較的大きく、内部には土器片を少量検出しただけですが、これに接する他方の土括はやや小型で浅いが、内部に土器がかなりまとまって出土しています。この土括は上部が削られているので、旧状を推し測ることはむずかしい。

A地区の3本の溝は、ほぼ平行に並んで、東西につくられており、大体同じ規模で、恐らく水田耕作に利用されたものと考えてよいでしょう。

B地区の2本の溝は、南北に細長い楕円状に掘りこまれたもので、一方は蛇行状につくられています。したがって、A地区の溝とは性格が異なっているとも考えられ、現時点では即断することはできません。

今回の調査の成果のひとつに、古式土師器を伴なう土括と重複する数本の溝に、古い須恵器及び土器を大量に含み、銅鏡、双孔円板、勾玉、小玉、未完成の

石製模造品及び砥石等を出土した祭祀遺構です。

古式土師器を伴なう土拵は3か所、うち2か所は比較的大形の壺の口縁部を打ち欠いた土器を伴ない、他の1か所は完形の壺、高坏等を伴なうものです。

後期の土器は、古式土師器でもやや時期のくだるものであって、恐らく4世紀後半ないし末頃と考えられます。

埋葬的な様相も考えられますが、骨片等は認められず、副葬品も検出しえなかつた。前記の2か所の土拵は古い須恵器も伴出しておらず、これらの土壤も二時期に分けることができます。

祭祀遺構は溝のなかに遺物を検出したものであって他所で祭祀が行なわれて、この場所で祭器を投棄したものか、この場所で祭祀が行なわれたものかは速断しえないけれど、伴出の土器が水洗磨耗していないところをみると、祭器として使用された土器が、上流から流れてきたものでないことは確実です。

溝に祭祀用の土器を投棄する例として、揖保郡太子町鶴遺跡、龍野市揖保町門前遺跡などで、鼓形器台とともに多量の土師器が投棄されていたことを比較しながら考えると、播磨の4~5世紀の祭祀の状況が、比較的明らかになりつつあると言えます。

以下にその特色を項目でまとめてみます。

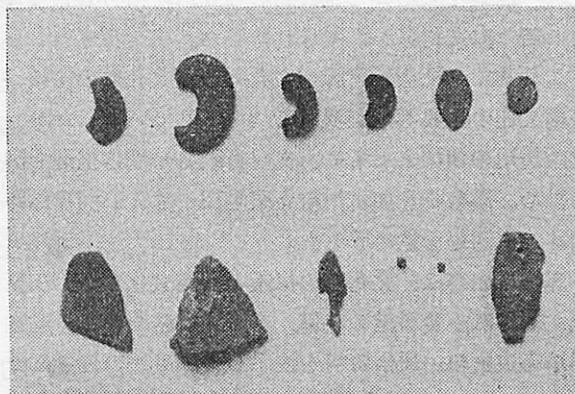
A 地区

- (1) 5世紀後半から6世紀初葉まで継続的に行なわれていること。
- (2) 通常全国的に認められる祭祀遺跡では、須恵器はごく少數か又は少量を認める程度で、祭祀用器が土師器を主体としている場合が多いのに比較して、本遺跡では高坏、坏、壺等良好な須恵器が多量に出土したこと。
- (3) 土器類の完形はほとんど皆無であって、埋没以前に破碎されていること。
- (4) 祭祀用品を投棄した溝に杭列が並び、その間は数センチ間隔で濃密であって、祭祀場として使用され



A地区 無数の土器片と共に銅鏡や勾玉が出土した

た可能性が強く、「出雲風土記」秋鹿郡の条の恵雲池に「……俗人云、其底陶器瓦礫等多有也。自古時々人溺死。不知深浅矣。」とあるように、水靈信仰といわれるもので、水の神として崇高な信仰が行なわれたと考えられるものであること。



A地区より出土した勾玉等の石器や銅鏡

(5) 他の祭祀遺跡では、小形手捏粗造の土師器を比較的多く伴なうが、本遺跡ではごく少量であって、土師器の多くは日常什器としての機能を有するものが多い。

(6) 本遺跡出土の銅鏡は注目すべきものです。鉄鏡は全国的に祭祀遺跡に認められますが、銅鏡は奈良県大和郡山市において、子持勾玉と出土した例と、奈良県天理市鎮座石上神宮で4世紀後半から5~6世紀におよぶ祭祀遺跡のなかに2本を検出したのみで今のところ全国的に見ても3番目の出土という珍らしい例です。

(7) 勾玉、小玉、双孔円板などいずれもかなり上質のものであって、滑石または頁岩などでつくられた粗製品は少なく、滑石製のものも丁寧にしあげられています。

その他、現在整理中のため他の祭祀遺跡との比較によって、砂部遺跡の歴史的性格は今後の究明によらねばなりませんが、この調査で得た成果はきわめて貴重なものであると考えられます。

後記

A地区的祭祀遺跡 大場盤雄博士の「祭祀遺跡」によれば合計9か所、うち播磨は4か所にすぎず、その後の資料の増加も比較的少なく、本遺跡の究明は上記の意味から言っても貴重なものです。

この調査概要は、調査員の東洋大附属姫路高校教諭上田哲也氏、神戸大工学部助教授多淵敏樹氏に執筆していただきましたが、その他に神戸女子大学教授浅田芳朗氏、別府小学校教諭中溝康則氏に調査員をお願いし神戸大学大学院生らに調査を補助してもらいました。

文化課が設置されました

教育委員会事務局組織の機構改革にともない、文化行政の推進を図ることを目的として、昭和50年4月1日より新たに文化課が設置されました。

これまで、社会教育課で文化行政（文化財の保護、芸術文化の振興等）が取りあつかわされていましたが、行政需用の増加とともに、文化行政の一層の推進を図るため、事務所を加古川町寺家町12-4、旧図書館跡に移して活動を始めました。

職務の内容は、文化財の保護と芸術文化活動の振興、仮称郷土資料館の整備、充実（事務所のある建物内に考古資料、民俗資料を展示して、市民の皆さんのお利用に供する）

ならびに視聴覚ライブラリーの機能をもつ仕事（視聴覚教具、教材の整備、保管、貸出し等）が文化課の職務になります。

今のところは人的にも予算的にも充分ではありませんが、おいおい充実させていただき、市民の皆さんのご期待にそよう

がんばりたいと思っておりますので、ご指導ご支援のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

なお職員ならびに事務所の所在地や電話番号は下記のとおりですから、文化関係のことご用がございましたら、お気軽にお越し下さいなり、電話をしてください。

職員課長 岩本恒美

指導主事 山口司人

係長 芹生ヨシ子

係員 瀧川吉則

〃 稲岡安則

事務所 加古川市加古川町寺家町12-4

TEL 23-3845~6



文化課の玄関

文化財映画フィルムご案内

前号でもご案内しておりましたが、教育委員会が文化財審議委員会の監修を得て製作をすすめていた16%カラーの石造文化財映画が全巻完成いたしました。

ここにもう一度教育委員会が保管している文化財関係の映画フィルムについてお知らせいたしますので、各種団体の会合などで活用してくださいようご案内いたします。

- 「土はもう語らない」(16%白黒) 映写時間40分
溝之口遺跡発掘調査における若き考古学者の努力をまとめたもの
- 「刀田山鶴林寺」(16%カラー) 40分
鶴林寺の文化財(建造物、美術工芸品)について説明したもの
- 「鶴林寺 宝物編」(16%カラー) 15分
鶴林寺の宝物館に収蔵されている重要文化財等の宝物を紹介したもの
- 「鶴林寺 本堂修理編」(16%カラー) 15分
鶴林寺本堂の屋根を修理した時の記録
- 石造文化財映画
- 「ふるさとの道しるべ」(16%カラー) 25分
市内にのこる道標を紹介したもの
- 「野辺の石仏」(16%カラー) 20分
石棺に彫られた石仏を紹介したもの
- 「昔を語る五輪塔」(16%カラー) 20分
市内にのこる中世の五輪塔を紹介したもの
- 「答むす石塔」(16%カラー) 20分
市内にのこる中世の宝きよう印塔、宝塔、層塔を紹介したもの
- 「歴史を刻む石造の美」(16%カラー) 20分
これまでに出てこないその他の石造遺品の主なものを紹介したもの
- 「石は語る鹿児の里」(16%カラー) 45分
総集編として製作したもので、各町毎に主な石造遺品のすべてを紹介し、それぞれの地域の小学校の児童の声で説明したもの

これらのフィルムを使用したい時は、文化課(電話23-3845、3846)までお申しこみください。

なお、映写については、文化課ではご要望に添い兼ねますので、地区の公民館等にご相談くださいようお願いします。